法定検査の申し込み

公益社団法人　石川県浄化槽協会（石川県知事指定検査機関）
金沢市湊2丁目183番地　電話 076-225-8819

年1回の法定検査（11条）の料金（石川県内の単独・合併浄化槽は同一料金）

20人槽以下の浄化槽	5,000円（非課税）
21人槽以上100人槽以下	8,000円（非課税）
101人槽以上300人槽以下	10,000円（非課税）

※一般的な家庭は20人槽以下の浄化槽になります。

浄化槽に関するお問い合わせ先

法定検査、浄化槽の設置届、廃止、使用者の変更等に関すること

南加賀保健所　生活環境課　　電話 0761-22-0795（小松市、加賀市、能美市、川北町）
石川中央保健所　生活環境課　　電話 076-275-2642（白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）
能登中部保健所　生活環境課　　電話 0767-53-6893（七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町）
能登北部保健所　生活環境課　　電話 0768-22-2028（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町）
※金沢市にお住まいの方は、金沢市環境政策課（076-220-2508）へおたずね下さい。

浄化槽法制度に関すること

石川県　土木部　都市計画課　生活排水対策室　　電話 076-225-1493

法定検査の申し込み・料金・検査日時等に関すること

公益社団法人　石川県浄化槽協会【石川県知事　指定検査機関】　　電話 076-225-8819（県内全市町）
※受付時間　平日8時30分～17時15分　　土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除く

浄化槽設置の補助制度や下水道への接続に関すること

各市町では、浄化槽を新たに設置する際や下水道に接続する際の融資制度、補助制度があります。
各種制度については、お住まいの市町でその内容が異なりますので、市町の担当課までお問い合わせください。

「紙へリサイクル可」

浄化槽を使用されている皆様へ

法定検査をうけましょう!

浄化槽は微生物の働きを利用して、トイレや台所などからの排水をきれいにする施設です。
浄化槽を正しく管理しないと浄化槽本来の機能が発揮されず、悪臭などの発生につながり、
周辺住民の迷惑になりかねません。

浄化槽を使用されている方がしなければならない3つの義務

保守点検
有料

管理者は保守点検業者と契約し、浄化槽の種類や大きさ、使用状況に応じた回数の点検をすることとなっています。

清　掃
有料

管理者は市町の許可を受けた清掃業者に依頼し浄化槽にたまった汚泥の抜き取りを行うこととなっています。

法定検査
有料

管理者は石川県の指定検査機関である（公社）石川県浄化槽協会の検査を年1回受けることとなっています。

法定検査って知ってる?
いつも家に来る業者が行う保守点検とは別に、年1回検査しないといけないんだよ!

保守点検や清掃は、車で例えるとオイル交換、「法定検査は車検」にあたり、受検する義務があります。

※法定検査を受けなかった場合の罰則について
・保健所から検査を受けるべき旨の指導・勧告・命令が行われます。
・命令に違反した場合、30万円以下の罰金（過料）が科せられる場合もあります。

下水道の整備地域で浄化槽を使用されている皆様へ

下水道に接続できる地域では、下水道法の規定により下水道への接続が義務付けられていますので、各市町の下水道担当課にお問い合わせの上、速やかに下水道へ接続されますようお願いします。また、下水道に接続する際には浄化槽の廃止届けを最寄りの保健所まで提出してください。

石川県土木部　都市計画課　生活排水対策室

（令和5年3月）

浄化槽の保守点検と法定検査の違いについて

保守点検

内　容

- 消毒剤の点検・補給
- ブロア（送風機）の点検
- 汚泥の抜き取り時期の決定

など

法定検査

内　容

- 外観検査（漏水、ポンプの稼働状況）
- 水質検査（pH、溶存酸素、残留塩素、BOD）※
- 書類検査（保守点検、清掃記録の確認）

など

検査結果は、保健所に報告されます。

※pH、溶存酸素、残留塩素、BODは水質の指標です。
●pH…酸性、アルカリ性の度合いを示す数値　●溶存酸素…水中に溶けこんでいる酸素の量　●残留塩素…消毒として使用する塩素の残留量
●BOD…水質汚濁の指標で汚れた水ほど高い数値を示し、きれいな水ほど低い数値になります。

法定検査は、保守点検とは実施する内容が全く異なります

保守点検

- 保守点検は浄化槽が正常に動くように、ブロア（送風機）等の機器の**点検**・修理、汚泥の抜き取り時期（清掃）の決定、消毒剤の補充などを行います。
  ※浄化槽の種類や大きさ、使用状況によって点検回数は異なります。
- 「保守点検」は、石川県知事（金沢市は金沢市長）の登録を受けた保守点検業者に委託して行います。

法定検査

- お使いの浄化槽に空気を送り出す装置の稼働状況など75項目の**外観検査**や放流水の**水質検査**（pH、溶存酸素等）に加えて、**保守点検や清掃が適切に行われ正常に機能しているかどうか**を**検査**するもので、年に1回行うことが法律で決められています。
- 「法定検査」は石川県知事指定の検査機関が行う検査です。

法定検査は、「保守点検」や「清掃」が適切に行われ浄化槽が正常に維持されているかを確認するための検査で、公平中立性が求められる重要なものです。

このため指定検査機関は、浄化槽法で一般社団法人または一般財団法人であることが要件となっており、石川県では、公益社団法人石川県浄化槽協会が、検査機関として指定されています。

浄化槽はあなたの家の汚水処理場

浄化槽は、浄化槽本体と汚水ます、流入・放流管、送風機、電気設備など全てを合わせたものです。

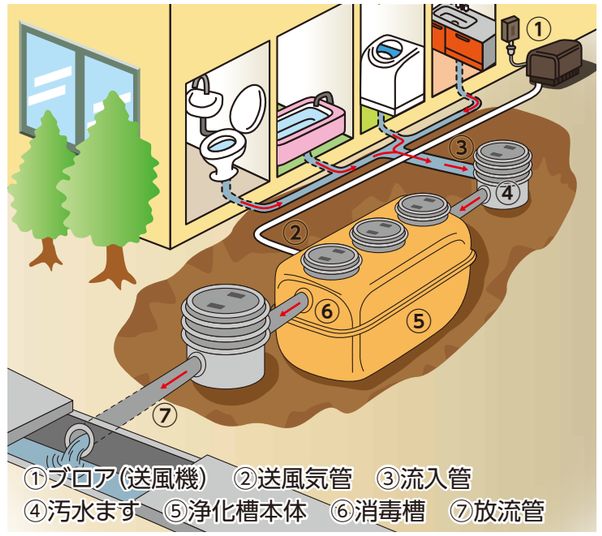

①ブロア（送風機）　②送風気管　③流入管
④汚水ます　⑤浄化槽本体　⑥消毒槽　⑦放流管

浄化槽の維持管理の回数

内　容	処理対象人員 20人以下	処理対象人員 21人～50人以下
保守点検	4か月に1回以上※	3か月に1回以上※
清　掃	1年に1回以上	
法定検査	1年に1回	

※浄化槽の種類や大きさ、使用状況によって点検回数は異なります。

もし、これだけの汚れのもとを家庭から流すと

赤の数値は魚がすめる水質にするために必要な風呂おけ（300リットル）の量

しょうゆ

1.5杯分

15ミリリットル

ラーメンの汁

3.3杯分

200ミリリットル

米のとぎ汁

4杯分

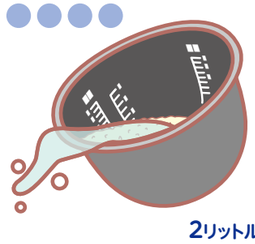

2リットル

みそ汁

4.7杯分

200ミリリットル

牛乳

10.4杯分

200ミリリットル

使用済みの天ぷら油

200杯分

100杯
100杯

200ミリリットル

鍋の洗浄水	0.7杯分（2リットル）
食器の洗浄水	0.4杯分（2リットル）
洗濯水	0.3杯分（2リットル）
生し尿	8.7杯分（2リットル）

※青の数値は汚れのもとの量